

## 聖園学園短期大学 障害のある学生の修学等の支援に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令並びに学則第1条に規定するキリスト教の精神に基づき、聖園学園短期大学（以下「本学」という。）において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### (支援の申出)

第3条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

### (支援計画の策定)

第4条 事務局厚生課は、障害のある学生の修学等の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、個別の支援計画を策定する。

### (支援体制)

第5条 支援は、障害のある学生が所属する学年担任が、事務局厚生課及びその他の本学教職員と相互に連携して行う。

### (入学試験等に関する相談体制)

第6条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

### (試験等に関する特別措置)

第7条 学長は、障害のある学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

### (秘密保持義務)

第8条 障害のある学生の支援に従事する者または具体的支援に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害のある学生の支援に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

### (事務)

第9条 この規程に関する事務は、事務局厚生課が所管する。

### (雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は教授会でその都度協議して定める。

### 附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。